

電動キックボードで

公道を走るためには、

運転免許が必要です！！



※電動キックボード（定格出力0.6キロワット以下の電動式のモーターにより走行するもの）は原動機付自転車となります。

**運転免許
ヘルメット
必要！！**



**歩道通行
右側通行
禁止！！**



原動機付自転車としての通行方法に従い、道路交通法を遵守しましょう。

★ **保険に入っていますか？**

自動車損害賠償保障法に規程する自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約をしなければなりません。

★ **ナンバープレートは
つけていますか？**

市役所、役場等で交付されたナンバープレートをつけなければなりません。

★ **保安基準に
適合していますか？**

公道を走るには、原動機付自転車の保安基準に適合していなければなりません。

販売する方へ

電動キックボードを販売する際は、上記の内容をユーザーに対して分かりやすく説明してください。



島根県警察のウェブサイトもご覧ください。 ➡

島根県警察本部

